

あだち産業センター 産業情報室 INFORMATION誌

産業情報室を、商談・相談・交流の場としてご利用下さい



き 起業と企業、足立の木々を育てます
~ 経営者のよきパートナーを目指して! ~

カニョコ

2012★11-12月号

Vol.32

Seminar

1月12日開催
セミナーについて

Calendar

無料相談カレンダー
11-12月

News

・もしもカフェを開くなら...
「もしもカフェ~法人成り編~」
第2回

Book

図書室からのお知らせ

Topics

東京芸術センターの
使用料が納付できます

Map

近隣駐車場マップ

ご自由にお持ち下さい

第3回異業種情報交換会・勉強会

起業・開業 はじめの一步!

～漠然とした起業のイメージを具体的にしよう～



中小企業診断士・税理士・社会保険労務士による 合同起業セミナー 開催!

● 概要 ●

起業したい思いを漠然と抱えている方は多くいらっしゃいます。そんな方の背中を押すべく、起業に関して専門家である中小企業診断士・税理士・社会保険労務士3名の講師がそれぞれの立場から起業までの流れを解説致します。漠然とした起業のイメージが立ち消えてしまう前に具体的な構想にすることで夢に一步近づいてみませんか？ さらに、今回のセミナーは講義だけでなく、個別相談の場を講義後に予定しています。現状の課題や悩みを各講師から直接アドバイスを受けることのできる良いチャンスです!

● タイムスケジュール ●

13:00～14:00 中小企業診断士より
14:10～15:10 税理士より
15:20～16:20 社労士より
16:20～16:30 質疑応答&お知らせ
16:30以降、個別相談の場をご用意
各講義の間に10分の休憩が入ります

● 講義内容 ●

ある1人の青年がカフェとWebショップをオープンさせるバーチャル体験記「もしカフェ」の始まりともいえる、「もしカフェ vol.0～起業前編～」を講義の軸として起業する前の様々な悩みをカタチにしていきます。何から始めたら良いのかサッパリわからない「もしカフェ」の主人公と一緒に
なって講義を受けられます。



【日時】2013年 1月 12日(土) 13:00～16:30 講義終了後個別相談あり

【場所】あだち産業センター3階交流室

【参加費】無料

【定員】30名(先着順。定員になり次第締め切らせていただきます)

【対象】漠然と起業したい人、起業したい思いはあるが会社を辞められないでいる人、本を読んだり、調べてもわからない人など。

【講師】中小企業診断士 中村 俊雄氏 税理士 福井 英泰氏
社会保険労務士 川崎 祐子氏

お申込みは2012年11月26日からとなっております。

経営・労務・法律からWebのノウハウまで無料で相談をお受けします

下記の相談日以外にも、あだち産業センター2階で中小企業診断士相談を実施しております。
相談日時は 平日 10時～/13時～ 予約は中小企業支援課・経営支援係（☎3870-8404）まで。

2012年4月より行政書士相談は毎月第2水曜日に変更となっておりますのでご注意ください。

この他、知的財産に関する相談も実施しております。詳細は産業情報室（☎3870-1221）までお問い合わせ下さい。

11月 4月から相談時間が変更となっておりますのでご注意ください。

日	月	火	水	木	金	土
				1 弁護 18時～/19時～	2	3
4	5	6 税理 18時～/19時～	7	8 弁護 18時～/19時～	9 Wシ 14時～	10 中小 13時～/14時～
11	12	13 社労 18時～/19時～	14 行政 18時～/19時～	15 弁護 18時～/19時～	16 Wシ 14時～ Wデ 18時～/19時～	17 中小 13時～/14時～
18	19	20 税理 18時～/19時～	21	22 弁護 18時～/19時～	23	24 中小 13時～/14時～
25	26	27 社労 18時～/19時～	28	29 弁護 18時～/19時～	30 Wシ 14時～	

12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 税理 18時～/19時～	5	6 弁護 18時～/19時～	7 Wシ 14時～	8 中小 13時～/14時～
9	10	11 社労 18時～/19時～	12 行政 18時～/19時～	13 弁護 18時～/19時～	14 Wシ 14時～	15 中小 13時～/14時～
16	17	18 税理 18時～/19時～	19	20 弁護 18時～/19時～	21 Wシ 14時～ Wデ 18時～/19時～	22 中小 13時～/14時～
23 /30 休室	24 /31 休室	25 社労 18時～/19時～	26	27 弁護 18時～/19時～	28 休室	29 休室

中小 = 中小企業診断士、
社労 = 社会保険労務士、

弁護 = 弁護士、
行政 = 行政書士、

Wシ = ウェブショップ、
Wデ = ウェブデザイン、
税理 = 税理士

産業情報室 相談員
若林 税理士 監修

第3期スタート!
第2回

もしカフェ★

バーチャル起業 もしも、カフェを開くなら



本コーナーは、カフェのオープンから繁盛店に成長していくまでの実際の流れを、全4回でバーチャル体験していく連載企画です。専門家の監修のもと、分かりやすい内容とイラストでお送りします。

「もしカフェ 第3期」では、個人事業から企業を法人化させることに挑戦中! あなたも自分だけのカフェ経営にチャレンジしてみませんか?

主人公: ジョブ夫(40歳)・・・
足立区在住、趣味は喫茶店巡り。
30歳で脱サラし、個人事業を営む。後にウェブショップも展開させる努力家。次なる野望は目指せ法人事業化!

・・・前回までのあらすじ・・・

「カフェを開きたい」という計画で始まった「もしカフェ」。実店舗とWebショップを運営し早10年。運営も軌道に乗り、事業拡大させる必要性が出てきたため個人事業から法人事業に変更することに決めたジョブ夫。しかし、法人事業の設立には様々な準備が必要になってきそうだ! ...一体何が必要なのだろうか!

前回までのもしカフェは、「ゲッジョブ」のバックナンバーに掲載されています。「ゲッジョブ」のバックナンバーは産業情報室HPからご覧頂けます <http://www.a-iir.jp/>

「法人成り」の流れを知ろう!

法人事業設立にかかる期間は人それぞれ。2週間程度で行う人もいれば、じっくり半年かける人もいます。また、必要書類の記入事項は考えておき、後の設立申請や登記の手続き等を専門家に任せるといった方法もありますが、ここでは自分で最後まで行う場合をご紹介します。しかし、全て独学でやることは難しいので、参考図書を読みつつ各役所に訪れ担当者からアドバイスをしてもらうことをオススメします。さらに、法人成りの場合、個人事業を営みながら準備を行うのでスケジュールをしっかりと立てて行いましょう!

法人成り START!

- 会社の重要事項の決定 **それぞれ申請書類の提出期限に注意!**
- 定款の作成と認証手続き ...公証役場へ
- 出資金の払込み...金融機関へ
- 登記申請書の作成と登記 ...法務局へ
- 税務署に必要書類の届出 ...税務署へ
- 社会保険、労働保険の届出...年金事務所、労働基準監督署、ハローワークへ
- 個人事業の廃止...税務署へ

GOAL! 許認可の申請は個人事業のときに取得済みでも再度申請が必要です。

自分で行う際のポイントとは...



まずは、自分が読みやすい本を探してみましょ。その際、全体のタイムスケジュールや、どんな書類が自分にとってメリット・デメリットになるのかなど、各手続きの流れや要旨が簡潔にわかりやすく書かれている比較的易しい本がオススメです。また、書類作成のポイントは専門家に聞くことが近道です。

専門家に聞く前には書類作成に必要な情報(現在の営業資料や今後の予定・構想など)を整理しておきましょう。(専門家に書類作成を依頼する際も同じことが言えます)進行のスムーズさが大分違ってきます!



図1. 法人成りのおおまかな流れ

個人事業の設立は税務署に開業届を提出し、必要な人は許認可や納税、各種保険に関する手続きを行うだけだったけれど...提出するものも、記入する内容も法人事業ともなるとやることが多いなあ!

産業情報室では書類作成のポイントや、提出書類の確認などのご相談をお受けしております。経営者向け無料相談の相談日程がP.3に記載されていますのでご活用ください。(書類作成のご依頼は承っておりません)

次のページに続く!





税務署に提出する書類に関して Part 1



さあ、いよいよ税理士監修の要とも言える“税務署に必要書類を届出”することに関して掘り下げていこうと思います。前頁の図1に“税務署に必要書類の届出”とありますが、必ず提出する書類(表1.)と場合によって提出する書類(次号紹介予定)があります。書類の不備や提出忘れに気をつけましょう!!

表1. 必ず提出する書類と各提出期限

提出期限が過ぎた場合は税務上の特典が受けられないばかりか、事業開始後の手続きが煩雑になることも!

● 必ず提出する書類とは・・・

法人設立届出書

添付書類：定款の写し、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
株主名簿、設立時の貸借対照表、事業概況書(任意)

会社設立後2ヵ月以内

給与支払事務所等の開設届出書

(社長を含め「給料」の支払いがある場合は必須です。)

支払事務所開設の日から1ヵ月以内

青色申告承認申請書

(必ず提出するものではありませんが、青色申告の方が白色申告より有利ですので、必須書類と言っても過言ではありません。)

設立日から3ヵ月を経過した日、設立第1期終了日のいずれか早い日の前日

法人設立届出書について

新しく納税義務者が誕生したことを届出なければならないため、会社を設立したら必ず提出しましょう。また、法人設立届出書を提出する際、添付する資料がありますのでそちらも忘れずに提出することが必要です。

ちょっとしたポイント

税務署に提出する書類は、国税庁のホームページからダウンロードするか、最寄りの税務署の窓口で手に入ります。窓口であれば「設立届出書一式ください」と言えばセットで渡してくれるのでオススメです!

給与支払事務所等の開設届出書について

会社を設立すると、すぐには従業員を雇わなくても給料の支払いが発生します。なぜなら個人事業(従業員を雇わない場合)とは異なり、社長は会社から役員報酬として給与を受け取ることになるからです。また、会社が源泉所得税の納税義務を負うことになるため提出する必要があります。

ジョブ夫の場合

の書類は、会社の実印か代表者の認め印を押印し忘れないよう気をつけなければ。作成したばかりの会社の実印を押そう! との書類については個人事業のときにも実は提出していたので(は、ジョブ夫含めて従業員4名のため。は個人事業であっても青色申告の方がメリットがあったため)そこまで頭を悩ませないで済みそう。でもやはり書類の確認は専門家の協力を得よう!

青色申告承認申請書について

節税の基本中の基本としてあげられるのが「青色申告」をすることです。儲けが同じだったとしても、白色申告より有利な点が多いので複式簿記のルールに従い正確に帳簿をつけ、さまざまな特典を得ましょう!

参考までに・・・紙は使わずに帳簿をデータで保存したい場合、予め「電子帳簿の届出」の提出が必要な場合もあります。

主な特典

- 欠損金の繰越控除が受けられる
- 特別償却などができる
- 法人税の税額控除が受けられる
- 税務署の推計による更生の制限、更生の理由付記・・・など



法人事業の設立が済んだからといっても、提出する書類はまだまだあるんだなあ...。すぐに事業を始められるわけではなく、円滑に事業が始められるための準備を行わなければならないのか。大変だけどもうひと踏ん張り! がんばるぞ~!!



今年中に仕事を終わらせるための

スッキリ仕事術!!

年末に向けて仕事が多くなる時期ですが、お仕事は順調ですか？ 忙しくなる今の時期だからこそ、自分の仕事の進め方を見直し、スッキリと仕事を片付けて新年を迎えてはいかがでしょうか？ 11月・12月のテーマは 仕事術 です。ここでは仕事術の本を3つの段階に分けてご紹介致します。

『一点集中力』

重要

まずは眠っていた集中力を高めよう！



一点集中力とは「一つのことに集中できる力」を言います。仕事を手早く片付けられるようになりたいと思っているなら、まずはこの一点集中力を身に付けることからスタートです！ この本では誰もが備えている集中力を最大限引き出す方法が筆者の経験と共に分かりやすく書かれています。集中力を使いこなして仕事に活かしましょう！

一点集中力の魅力 その1、
誰より早く仕事をこなせる！

対象を細かく分け、テーマを絞り、順に進める「細分化方式」を取り入れることにより、仕事の進め方を大きく変えることが可能！

一点集中力の魅力 その2、
夢を叶える力になる！

一点集中力は 仕事や勉強といった、短期間のものだけでなく、“夢を叶えるまで”といった長期間にも応用出来る！

次に仕事環境を整理しよう！

『仕事はすべて
ポスト・イットで片づく！』

ポスト・イット（付箋）を一定のルールに従い、【書く・貼る・並べ替える】をするだけで、仕事や身の回り、思考の整理が簡単にできるようになります。自分が必要とする箇所、興味のある章だけを読んででもすぐに使えて効果が発揮できる便利な一冊です。



もっと効率よく
仕事を進めたい
方におすすめ！

『仕事と勉強を
両立させる時間術』



最後に時間を効率良く使う方法を学ぼう！



資格取得を目指し勉強している方におすすめ！

資格取得を目指しているが仕事が忙しくて勉強の時間がない...と悩んでいる方、本当に時間は残っていませんか？ この本では今まで気付かなかったスキマ時間や新たな時間の作り方を教えてください。更に、やる気を高めてくれる厳しい言葉が満載です！

自分に合った段階の仕事術からスタートし、日々の積み重ねによって自分は変われます。焦らずゆっくり仕事を頑張り、残り少ない2012年を乗り切りましょう！

図書室のご案内

開室時間 9～21時（土日祝も開室しています）
貸出・予約 9～20時 閲覧・返却 9～21時

貸出冊数 20冊（緑カード）、10冊（黄色カード）
貸出期間 2週間

11月30日(金) はシステム停止日となり、貸出・予約ができません。閲覧は平常通りご利用頂けます。
12月28日(金)～1月4日(金)は年末年始のため休室となりますのでご注意ください。詳細はP.8へ。

次回の特集は

1・2月はヒット商品番付に関する本をメインに特集本の展示を行います。次回の特集本をお楽しみに！

当発行物では、東京都知的財産総合センター「中小企業経営者のための著作権マニュアル」の見解をもとに書籍の表紙画像を掲載しています。

東京芸術センターの使用料納付を産業情報室でも受け付けます

北千住駅から徒歩7分という好立地にあり、幅広い用途にご利用頂ける東京芸術センター。隣に立つあだち産業センター1階産業情報室では芸術センターの使用料（区民利用分のみ）の納付ができます。土・日・祝休日でも納付でき、室内には待ち合わせや商談にお使い頂けるテーブル席がございます。芸術センターとあわせて、区民の皆様のあだち産業センターのご利用をお待ちしております。

産業情報室の

納付受付時間：月～日・9時～20時

納付対象施設：ホール「天空劇場」、会議室・和室の区民利用分

納付の際は、区から送付された納入通知書を必ず持参下さい。

納付書の再発行については中小企業支援課まで。

（月～金・9時～17時 ☎3870-8404）



Map

来館の際のご注意！

あだち産業センターには専用駐車場がございません。

お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場のご利用をお願いしております。



下記の料金は全てあだち産業センターの開館時間帯の料金です。（2012年10月現在）

当センターでは駐車場の管理等は一切しておりません。空車状況は分かりかねます。ご了承下さい。

駐車料金表

12台/15分	100円
22台/15分	100円
10台/40分	200円
5台/40分	200円
9台/15分	100円
90台/30分	250円
28台/30分	300円
9台/30分	200円
5台/15分	100円
11台/15分	100円

● 年末年始の休館日のお知らせ ●

あだち産業センターは下記の期間、休館させていただきます。

- 1階 産業情報室 12/28日(金)～1/4日(金)
- 2階 中小企業支援課 12/29日(土)～1/3日(木)

産業情報室ホームページ絶賛運営中！

HP限定その一、

無料相談の予約状況を随時更新中！

無料相談の最新の空き状況がリアルタイムでご確認頂けます。
トップページの「経営者のための各種相談」>「相談予約状況」からご覧下さい。

HP限定その二、

産業情報室しらべ隊の情報を掲載しています

皆様からの質問を調査&回答する「産業情報室しらべ隊～あだちのあれこれ～」では、頂いた質問に関する情報を掲載しています。トップページ左端の「しらべ隊」バナーからご覧下さい。

HP限定その三、

本紙「グッジョブ」のバックナンバーをご覧頂けます

産業センター相談員へのインタビューや「もしカフェ」の過去掲載分など読み逃した記事はホームページでどうぞ。トップページ左端の「グッジョブ」バナーからご覧下さい。



アドレスは <http://www.a-iir.jp/>
または「足立区 産業情報室」で検索



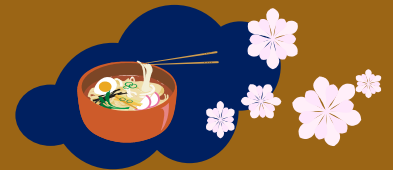
携帯用サイトはこちら
読取りコードよりアクセス！



本誌タイトル『グッジョブ』(Job=職)にちなんで、食にまつわるスタッフコラムをお届けします

食材の旬を伝える
ことわざレシピ

蕎麦の花も一盛り



2012年も残りわずかとなりましたが皆さんは今年に盛り時はありましたか？ 地味な蕎麦の花にも盛りがあるように何事にも盛り時はあるので、盛り時が無かったと思った方は来年に期待しましょう！ そんな期待する年を迎える為に、大晦日に年越し蕎麦を食べ縁起を担いではいかがですか？ 細く長い食べ物ということから健康長寿・家運長命の意味があります。また、大晦日前の12月21日には西新井大師にて1年で最後の縁日、納めの大師が行われます。商売繁盛を祈願し、境内には熊手やだるまなどを売る露店が立ち並ぶそうなので、2012年の締めとして参拝してみませんか？ (スタッフN)

グッジョブ Vol.32

2012. 11-12月号 隔月発行

[発行日] 2012年11月1日

[発行] あだち産業センター

産業情報室グッジョブ編集部

〒120-0034 足立区千住 1-5-7

[電話] 3870-1221

[Mail] info@a-iir.jp

[URL] <http://www.a-iir.jp/>